

地域における住民の防災意識の向上（災害教訓の伝承）に関する調査の結果

<背景>

東日本大震災の教訓をいかすため、平成24年の災害対策基本法の改正で、住民の責務として災害教訓の伝承が、国及び地方公共団体の努力義務として住民の伝承活動への支援がそれぞれ規定されました。

一方で、気象災害が激甚化・頻発化し、大規模地震の発生が危惧されている中、過去の災害の記憶等が年々風化している、住民の災害教訓の伝承活動が行われなくなってきているとの指摘もなされています。

<調査結果>

住民による災害教訓の伝承活動を取りやめる地区が増えている市町村がある一方、過去の災害教訓が大切に受け継がれたことで、災害時に住民の主体的な避難行動に結び付いた事例がみられ、改めて災害教訓の意義・重要性が確認されました。

また、市町村における住民の災害教訓の伝承活動への支援状況を調査したところ、

- ① 新たな取組としてどのように支援を行えばよいか分からないとする市町村がある一方、既存の取組に災害教訓を取り入れているものなど、他の市町村の参考となり得る様々な支援例がみられました。
- ② 国土地理院が市町村による自然災害伝承碑の活用を促進している中、どのように活用してよいか分からないとする市町村がある一方、他の市町村の参考となり得る様々な活用例がみられました。

- ・ 概要
- ・ 中部管内の事例

※ 調査結果の詳細を記載した結果報告書については、総務省行政評価局ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/hyouka_24082900175924.html) に掲載しています。

(連絡先)

総務省中部管区行政評価局 評価監視部
担当: 第1評価監視官室 渡邊
電話: 052-972-7427(直通)

！ 調査の背景

公表日：令和6年8月29日

- 東日本大震災の教訓をいかすため、平成24年の災害対策基本法の改正により、住民の責務として災害教訓の伝承を、国・地方公共団体の努力義務として住民の伝承活動への支援をそれぞれ規定
- 気象災害が激甚化・頻発化し、大規模地震の発生が危惧されている中、過去の災害の記憶等が年々風化している、住民の災害教訓の伝承活動が行われなくなっているとの指摘あり



▲児童が災害教訓を学ぶ様子

📄 調査結果

1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性

災害教訓が住民の主体的な避難行動に結び付いた例あり（→P3）

→ 災害教訓の伝承は、住民の主体的な防災行動につながり得る重要なもの

2 市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援

① 住民の災害教訓の伝承活動について、どのように支援を行えばよいか分からないとする市町村がある一方、児童生徒への防災教育や住民主体の活動に災害教訓を取り入れているものなど、他の市町村の参考となり得る様々な支援例あり（→P7～8）

- ✓ 災害教訓等を学習・発表する防災教育により、家族等への伝承にもつながった例
- ✓ 災害リスク等を話し合う住民懇談会の開催により、参加者間で災害教訓が共有された例（同教訓を踏まえた防災訓練により更に多くの住民に共有）
- ✓ 防災に詳しい団体の協力を得て、災害遺構等を徒歩で巡るイベントを開催することにより、幅広い年齢層への災害教訓の伝承につながった例

② 国土地理院は市町村による自然災害伝承碑の活用を促進。どのように活用してよいか分からないとする市町村がある一方、他の市町村の参考となり得る様々な活用例あり（→P8）

国土地理院は、市町村の申請に基づき、自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」等に掲載しているが、掲載対象となる伝承碑の範囲が分かりづらいなど、市町村が申請するに当たっての課題がみられたため、調査途上で国土地理院に情報提供

調査結果を踏まえた関係府省の対応

① 内閣府は、住民の災害教訓の伝承活動への市町村による支援を促進するため、既に広報誌「ぼうさい」の発行や地区防災計画モデル事業(注)を通じた市町村に対する関係情報の提供などの取組に着手しており、更に参考となる支援例について、情報提供予定

(注) 住民等が地区防災計画の素案を作成し、市町村の防災会議に計画を提案するなどのモデル事業

② 国土地理院は、住民の防災意識の向上を図る観点から、既にウェブサイトなどで市町村による自然災害伝承碑の活用例を提供しており、更に参考となる活用例について、収集・提供予定

なお、自然災害伝承碑の掲載手続については、市町村向けの申請の手引きを改定するなどの改善を実施済み。また、自然災害伝承碑掲載の更なる促進を行うこととしている。

調査結果 1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性

制度概要

- 東日本大震災を機に、「災害教訓」を次世代に確実に受け継ぐべきと再認識
- **災害対策基本法**の平成24年改正で、災害に際して住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図るため、**住民の責務として“災害教訓の伝承”が明記**
〔…住民は、…過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。（第7条第3項）〕

調査結果

調査した市町村から、次の意見あり



- 災害の記憶や教訓が風化してきている。
- 災害教訓の伝承活動を取りやめる地区が増えている。

災害教訓の伝承活動の意義・重要性を再確認するため、
避難行動等について、近年被災した住民からヒアリングを実施

家庭内や地域内で伝承されてきた災害教訓から、
住民が、災害時に**安全な高台に再避難**した例や**行政の避難指示を待たずに自主避難**した例を把握
(事例の詳細は次のページ参照)

災害教訓の伝承は、住民の防災意識の向上や主体的な防災行動につながり得る重要なもの

調査結果 1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性

災害教訓から安全な高台に再避難した例（新潟県村上市）

- 羽越水害（昭和42年）の教訓が、家庭内で世代を超えて伝承。公会堂に写真が展示され、地区住民全員に羽越水害の記憶が共有
- 新潟県村上市の小岩内地区では、令和4年8月の大雨の際、住民は公会堂に避難したが、**羽越水害の教訓から、公会堂にとどまることは危険と判断し、高台に再避難**。高齢者等は住民が避難を支援
- その後、公会堂にも土石流が押し寄せたが、再避難が完了していたため**犠牲者は一人も出なかった**。



▲令和4年8月の大雨時の様子

災害教訓から行政の避難指示を待たずに自主避難した例（新潟県関川村）

- 羽越水害（昭和42年）の教訓が、家庭内で世代を超えて伝承。毎年、羽越水害の伝承をテーマにしたお祭りを開催
- 新潟県関川村の高田集落では、令和4年8月の大雨の際、**羽越水害の教訓から、被害の危険性が高まっていると感じ、役場からの避難指示を待たずに、自主避難**
- ほとんどの家屋が床上浸水する被害はあったものの、**犠牲者は一人も出なかった**。



▲令和4年8月の大雨時の様子



▲羽越水害の伝承をテーマにしたお祭り

調査結果 2 (1) 市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援

制度概要

- 災害対策基本法では、**国及び地方公共団体が災害の発生予防又は拡大防止のため、特に実施に努めなければならない事項**の一つとして、**住民の災害教訓の伝承活動を支援**することを規定
- 内閣府は、国民全体の防災意識を向上させることを目的に、災害教訓の伝承活動を含む、様々な団体の防災活動を発表する「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）」の開催などを実施
- 市町村は、それぞれの地域特性を踏まえ、住民による災害教訓の個々の伝承活動への支援を実施

調査結果

68市町村における住民の災害教訓の伝承活動への支援状況を調査したところ、多くの市町村では支援を行っているが、支援を行っていない市町村もみられた。

- 支援内容をみると、新たに住民の伝承活動が行われることを企図したものが多数あり
- 支援を行っていない理由としては、**どのように支援を行えばよいか分からない**ためであり、支援を行っている市町村でも更なる支援を行うには同様の課題あり
- これらの市町村から、**他市町村の支援例があれば、それを参考に地域特性を踏まえた支援が検討できる**との声あり
- 一方で、調査した市町村の中には、児童生徒への防災教育や住民主体の活動に災害教訓を取り入れているものなど、**他市町村の参考となり得る支援を行っている例**あり（具体例は7～8ページ参照）



調査結果 2 (2) 市町村による自然災害伝承碑に係る取組

制度概要

国土地理院は、過去の自然災害の教訓を住民に分かりやすく伝え、教訓を踏まえた的確な防災行動により被害を軽減するため、先人が災害教訓を伝えようと残した石碑・モニュメントである「**自然災害伝承碑**」の**情報（碑名、災害名、伝承内容等）を、市町村の申請に基づき、地理院地図等に掲載**

(R6.7.25現在：625市町村2,149基掲載)



▲自然災害伝承碑の地図記号のアイコン

調査結果

68市町村における自然災害伝承碑の掲載申請の状況を調査したところ、多くの市町村では申請を行っているが、申請を行っていない市町村もみられた。

- 市町村が、申請するに当たり次の課題あり
- ① 石碑等の調査に要する時間や知見なし**
 - ✓ きっかけとなる情報提供がなければ、調査や申請を行うのは難しいとの声あり
 - ✓ 住民団体等と連携するなど、効率的に調査、申請を行っている例あり
 - ② モニュメントの掲載対象が分かりづらい**
 - ✓ 地理院地図等には、落石や倒壊した鳥居、地蔵尊なども掲載
 - ✓ モニュメントに該当しないと考え、申請しなかった市町村あり
 - ③ 地理院地図等の掲載判定結果の連絡が不十分**
 - ✓ 国土地理院は「資料の追加提出があれば掲載の可能性あり」（掲載保留）と判定したが、市町村では「掲載不可」と認識し、再申請しなかった例あり

国土地理院の改善措置

調査途上で、当局から国土地理院に情報提供した結果、市町村の負担軽減のため、国土地理院は以下の改善措置を実施

- ① 効率的な調査例や他機関が把握している石碑等の情報を市町村に提示した。**
- ② 掲載対象となるモニュメントが分かるよう市町村向けの手引きを改定した。**
- ③ 掲載保留とした石碑等について、再申請に必要な情報を、市町村に対し明示した。**

調査結果 2 (2) 市町村による自然災害伝承碑に係る取組

制度概要

国土地理院は、自然災害伝承碑の情報は、より身近で現実味のある災害リスク情報として活用することができ、**住民の防災意識の向上に役立つとともに、防災教育の一助にもなるため、自然災害伝承碑の活用を促進**



調査結果

地域内の自然災害伝承碑が地理院地図等に掲載されていた55市町村を対象に、伝承碑を活用した支援状況を調査したところ、市町村の半数以上では支援に伝承碑を活用しているが、活用していない市町村もみられた。



- 活用していない理由としては、**他の防災業務で余裕がなく、活用方法が検討できないため**であり、活用している市町村でも伝承碑を活用した更なる支援を行うには同様の課題あり
- これらの市町村からは、**他市町村の伝承碑を活用した支援例の提供を望む声**あり
- 一方で、調査した市町村の中には、住民団体の協力を得て、支援を実施しているものなど、**他市町村の参考となり得る支援を行っている例**あり（具体例は8ページ参照）

市町村の参考となり得る支援例

防災教育の中に災害教訓を取り入れている例（宮城県石巻市）

- 宮城県石巻市では、以前から行っている小・中学校の防災教育の中で、児童生徒が災害教訓を伝える石碑や過去の津波被害があった場所等を訪れたり、被災住民から話を聞いたりして「復興・防災マップ」を作成
- 同市は、発表会等を通じて、同マップの成果を発信することで、児童生徒のほか、家族、住民等への災害教訓の伝承にもつながっているとしている。



▲復興・防災マップの例

住民主体の活動の中に災害教訓を取り入れている例（群馬県・県内市町村）

- 群馬県及び県内市町村は、各地区で住民懇談会を開催し、自主避難計画の作成を支援している。住民懇談会では、同計画の作成に当たり、過去の災害の発生場所や災害の前兆現象等を話し合い、それを基に「防災マップ」を作成している。
- 同県は、住民懇談会や、自主避難計画（防災マップ）を活用した防災訓練により、住民間で地区の災害教訓が共有されているとしている。



▲住民懇談会の様子

中部管内の事例を別添資料（中部管内の事例）で紹介しています。

市町村の参考となり得る支援例（自然災害伝承碑を活用した支援例）

住民団体の協力を得て実施している例（神奈川県平塚市）

- 神奈川県平塚市は、住民の防災意識の向上を図るため、防災に詳しい住民団体の協力を得て、市内の災害遺構や自然災害伝承碑等の**災害関連スポット**を徒歩で巡る「**防災さんぽ**」を開催している。
- ▼
- 同市は、防災に観光的要素を取り入れたことにより防災イベントにふだん参加しない住民が参加するなど、**幅広い年齢層への災害教訓の伝承につながっている**としている。



▲住民団体が参加者に説明している様子

住民団体の協力を得て実施している例（岐阜県本巣市）

- 岐阜県本巣市では、児童生徒が濃尾地震（1891年）を学び、自分の身は自分で守る意識を持ってもらうため、住民の協力を得て、**自然災害伝承碑の清掃や献花式に、児童生徒を参加させている**。
- ▼
- 同市は、地域学習として児童生徒を参加させることにより、地元紙等で報道され、**児童生徒に災害教訓が伝承されただけでなく、住民の伝承活動が活性化した**としている。



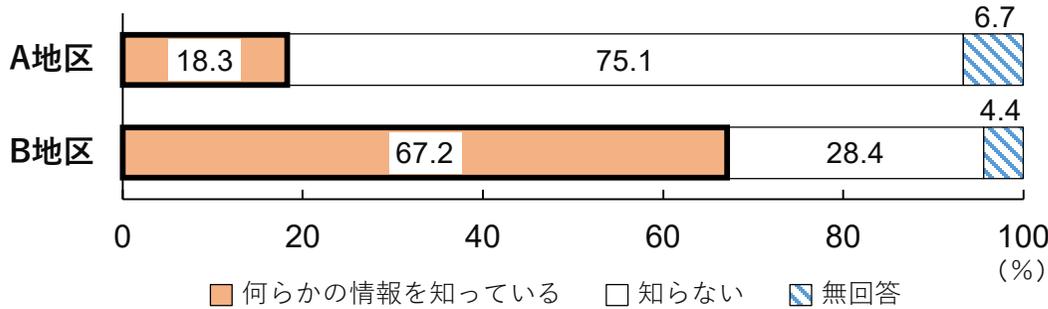
▲献花式で花を供えている様子

中部管内の事例を別添資料（中部管内の事例）で紹介しています。

(参考) 2地区における住民アンケート (意識調査) の結果

大規模な洪水被害が大正初期に起きたA地区と、昭和20年代に起きたB地区の洪水の浸水想定区域内の住民に、自然災害に関するアンケート調査 (意識調査) を実施

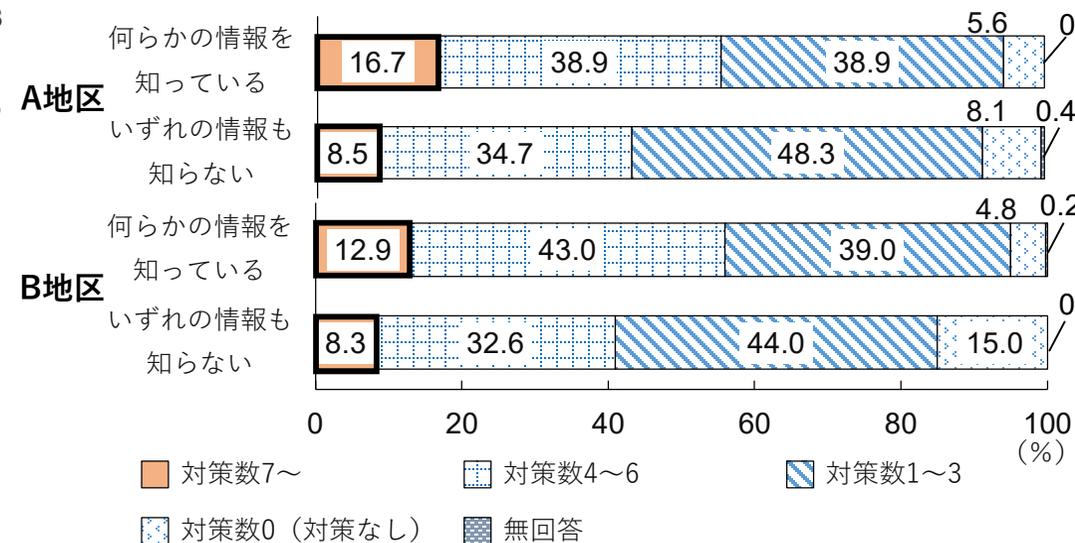
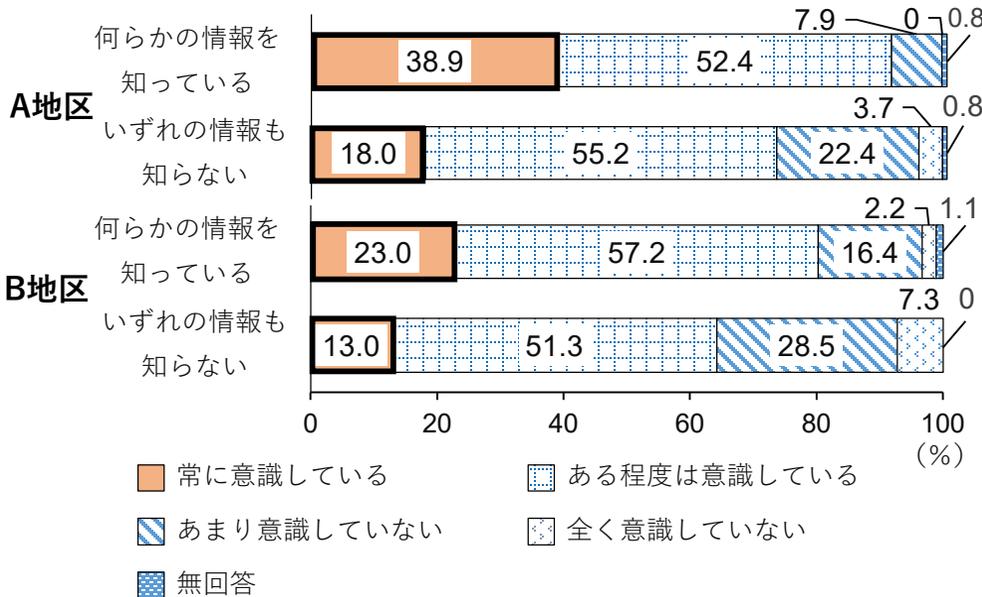
● 大正初期の洪水は75.1%、昭和20年代の洪水は28.4%の者が「知らない」と回答



世代が若くなるほど
認知度が下がる傾向

更に風化が進むおそれ

● 過去の洪水を知っている者は、知らない者と比べ、洪水への危機意識が高く、より多くの平時の備えを行っている傾向



過去の自然災害の記憶や教訓等を風化させず、伝承していくことが重要

「地域における住民の防災意識の向上(災害教訓の伝承)に関する調査結果」 (中部管内の事例)

市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援例

事例 No.	分類	市町村等名	伝承の対象となっている災害	件名
1	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例 住民団体の協力を得て支援を実施している例	岐阜県本巣市	濃尾地震（明治24年）	地域学習の一環として児童生徒が自然災害伝承碑への献花式に参加することにより、住民有志が行っていた災害教訓の伝承活動が促進された例
2	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	三重県伊勢市	台風21号（平成29年）	台風による浸水範囲や実際の浸水時の写真を示した浸水実績図を掲載した防災マップを配布し、住民から家族への災害教訓の伝承が促進された例
3	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	三重県尾鷲市	昭和東南海地震（昭和19年）など	防災学習やまち歩きイベントを通じて、児童生徒が過去の津波の教訓について学習することにより、家族への災害教訓の伝承が促進された例

(注) 上記事例No.1・3は、「市町村による自然災害伝承碑を活用した支援例」でもある。

市町村による自然災害伝承碑を活用した支援例

事例 No.	分類	市町村等名	伝承の対象となっている災害	件名
4	住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	三重県熊野市	昭和東南海地震（昭和19年）、安政南海地震（1854年）など	防災教育の中で、児童生徒がまち歩きで地域の自然災害伝承碑を調べるなどして、過去の津波の教訓について学習している例

経緯

- 明治24年（1891年）に、本巣市根尾を震源に濃尾地震が発生し、多くの犠牲があったことから、住民有志により、毎年、自然災害伝承碑「濃尾震災横死者の碑」での献花式を実施
- 本巣市は、同地震発生から130年目を機会に、例年以上に同地震についてこどもたちに考えさせ、「自分の身は自分で守る」ことを身に付けさせるため、根尾小学校・中学校（2022年4月1日に統合して現在は義務教育学校・根尾学園）の学習の一環として、自然災害伝承碑での献花式に参加

取組内容

- 本巣市は、校舎の近くに自然災害伝承碑「濃尾震災横死者の碑」があることを知らせ、同碑の清掃作業等を通して濃尾地震を身近なものとして考え、防災意識を高めることを目的に実施
 - 児童生徒は、同碑の前で公民館の館長による講話を聴き、濃尾地震について学習
 - 苔を落とししたり、付近の落ち葉を拾い集めたりするなど同碑を清掃
 - 住民有志で行われてきた献花式に参加し、住民が制作した竹灯籠に火をともし、一人ひとりが花を供え黙とう
- ⇒ 児童生徒が参加することにより、以前から住民有志が行っていた災害教訓の伝承活動が活性化

市町村、参加者等からの意見

- 本巣市は、参加した児童生徒から「多くの人が犠牲になった地震の恐ろしさが分かり、できることをして災害に備えたい」「私たちが語り部となって、次の世代に引き継いでいきたい」といった意見が聴かれたとしている。
- 本巣市は、地元紙やテレビ等で報道され、実際に参加した児童生徒及び関係者だけでなく、それらの記事を読んだ人たちに対しても、波及効果として、災害教訓が伝承されたとしている。
- 本巣市は、地域学習として児童生徒が献花式に参加することにより、住民有志で行われている災害教訓の伝承活動が促進されたとしている。



取組を行う上でのポイント

- 以前から献花式を行ってきた住民の協力を得て、児童生徒が参加することで、学校での授業だけでは経験できない貴重な体験ができ、児童生徒はもちろん、住民にとっても印象深いものとなっている。
- 学校の近くの自然災害伝承碑に実際に足を運んで清掃を行うことなどにより、災害を身近なものとして考えるきっかけが作れた。

経緯

- 伊勢市では、平成29年10月に発生した台風第21号によって、近年で経験したことがないほどの大きな被害を受けたことから、同台風の記録を残し、その教訓を伝承していくため、浸水実績図を作成
- 浸水実績図は、浸水被害が発生した地区の住民への聞き取り調査や家屋被害の分布状況、衛星写真の解析結果を基に作成

取組内容

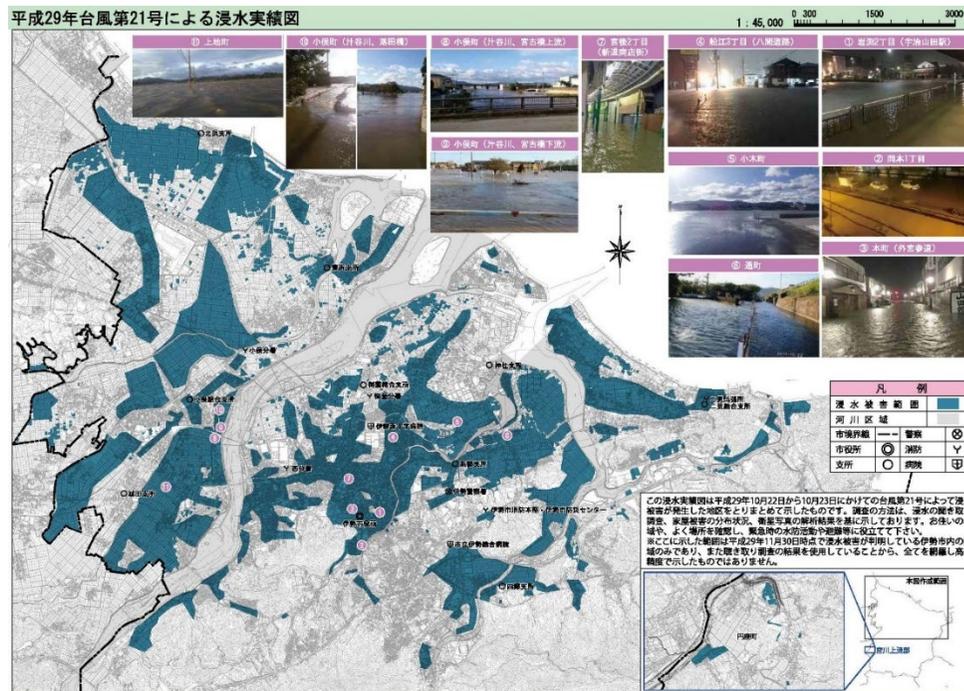
- 伊勢市は、津波や洪水、土砂災害などが発生したときの被害想定（ハザードマップ）、指定緊急避難場所等が掲載された「伊勢市防災マップ」の中に上記浸水実績図を掲載
 - 浸水実績図は、平成29年10月台風第21号による浸水範囲のほか、実際に浸水した様子の写真と当該写真を撮影した地点が分かるように掲載
- ⇒ 浸水実績図を見た住民は、家族等に災害教訓を共有し、避難先についての話合いや平時の災害への備えを実施。また、防災マップの配布により、同台風後に転入した者等にも災害教訓が伝承

市町村、参加者等からの意見

- 伊勢市は、浸水実績図を見た住民から「ハザードマップと当時の写真や浸水実績を併せて見ることで、改めて災害の恐ろしさを実感したので、備えていきたい」などの意見が聴かれたとしている。
- 伊勢市は、災害教訓を掲載した防災マップの配布により、家族内での災害教訓の伝承が促進されているとしている。

取組を行う上でのポイント

- 住民にハザードマップの説明を行う際に、浸水実績図も触れながら説明することで、より災害リスクを実感できる。
- 浸水実績だけでなく、当時の写真も掲載することで、自宅周辺の災害リスクをよりイメージすることができる。



経緯

- 尾鷲市は、津波の波高が大きくなりやすいリアス式海岸があり、昭和東南海地震（昭和19年）など、地震・津波によってたびたび大きな被害が発生しており、今後も南海トラフ地震等の大規模な地震・津波による被害が想定
- 東日本大震災後、災害に備えることの大切さが再認識され、防災教育に積極的に取り組んでいる一方、時間の経過と共にその記憶が薄れつつある中、学校・家庭・地域が連携し、過去の災害を知らないこどもたちに体験を語り伝え、考えさせ、自らの命を守るための術を身に付けさせることが大切と認識し、参加型の防災教育を推進

取組内容

- 尾鷲市は、市内の小・中学校で、防災教育の一環として、過去の地震・津波に係る写真・映像を見て気付いたことを話し合う「まちたんけん」を行い、危険な場所や津波の教訓を伝える石碑を確認する、家族や住民から話を聴くなどにより、地域の災害教訓を学習
 - 市内の児童を対象に、市の歴史を知ってもらうため、住民団体の協力を得て、参加者が市内のチェックポイントを巡り、ポイントを稼いで点数を競うイベント「いきいき尾鷲っ子まちロゲ」を実施。チェックポイントには、自然災害伝承碑「津波供養碑」も設定
- ⇒ 児童生徒は、帰宅後、学んだ災害教訓を家族に話し、住んでいる地域の避難場所等についての話し合いを実施

市町村、参加者等からの意見

- 尾鷲市は、児童生徒から以下の意見が聴かれたとしている。
 - ✓ 児童生徒から「今まで知らなかった危険な場所などを探検しながら楽しく学べた」といった意見あり
 - ✓ 住民団体から「歴史を学ぶだけではなく、町を実際に歩くことによりいざという時にこどもたちの役に立つのではないか」といった意見あり
- 尾鷲市は、学んだ災害教訓を家族に話すなど、児童生徒の家族等への災害教訓の伝承が促進されたとしている。

取組を行う上でのポイント

- 学校関係者向けに「津波防災教育の手引き」を作成し、それぞれ学年や教科を通じて、地震・津波の仕組みや備え、災害教訓などの防災について学習できるよう、授業計画案や教材を紹介した。
- 実際に自然災害伝承碑がある高台まで足を運ぶことで、自分たちが住んでいる町よりも高い場所まで津波が来たことや、ここまで津波が来たらどうなるのかをこどもたちに考えて欲しいという意図でチェックポイントを設置した。



参考

(いきいき尾鷲っ子まちロゲ)

いきいき尾鷲っ子 尾鷲まちロゲ

開催日 R4年5月29日(日) 予備日 6月5日(日)

講座名 それ行け！尾鷲探検隊～尾鷲まちロゲ～

講師 外遊びぶろじえくと！

集合場所 公民館 3F

参加する子どもたち 7人1組×6組(赤、青、黄色、緑、白、ピンク) 計42人

町中歩いてザックザック ポイント集めよう！ 町中にチェックポイントがたくさんあります。

時間内にどれだけ多くのポイントを集められるか、チームで作戦会議を開いて町へくりだしましょう！

絶対に行かなければいけないチェックポイントが9ヶ所、ボーナスポイントが4ヶ所あります。

チームで協力し合って、安全に楽しい時間を過ごしましょう！

- 7時30分 スタッフ集合
- 8時10分 受付開始
- 8時30分 講座開始、まちロゲ説明
- 8時45分 作戦会議
- 9時 出発
- 11時半 ゴール
- 12時 表彰式
- 12時15分 解散終了

チェックポイント 30カ所

6チームのリーダーにくじを引いてもらい、スタート後、最初にいかなければいけないチェックポイントを割り当てます。これにより同じチェックポイントに複数チームが行くことを防ぎます。(ポイントNo.①～⑥)

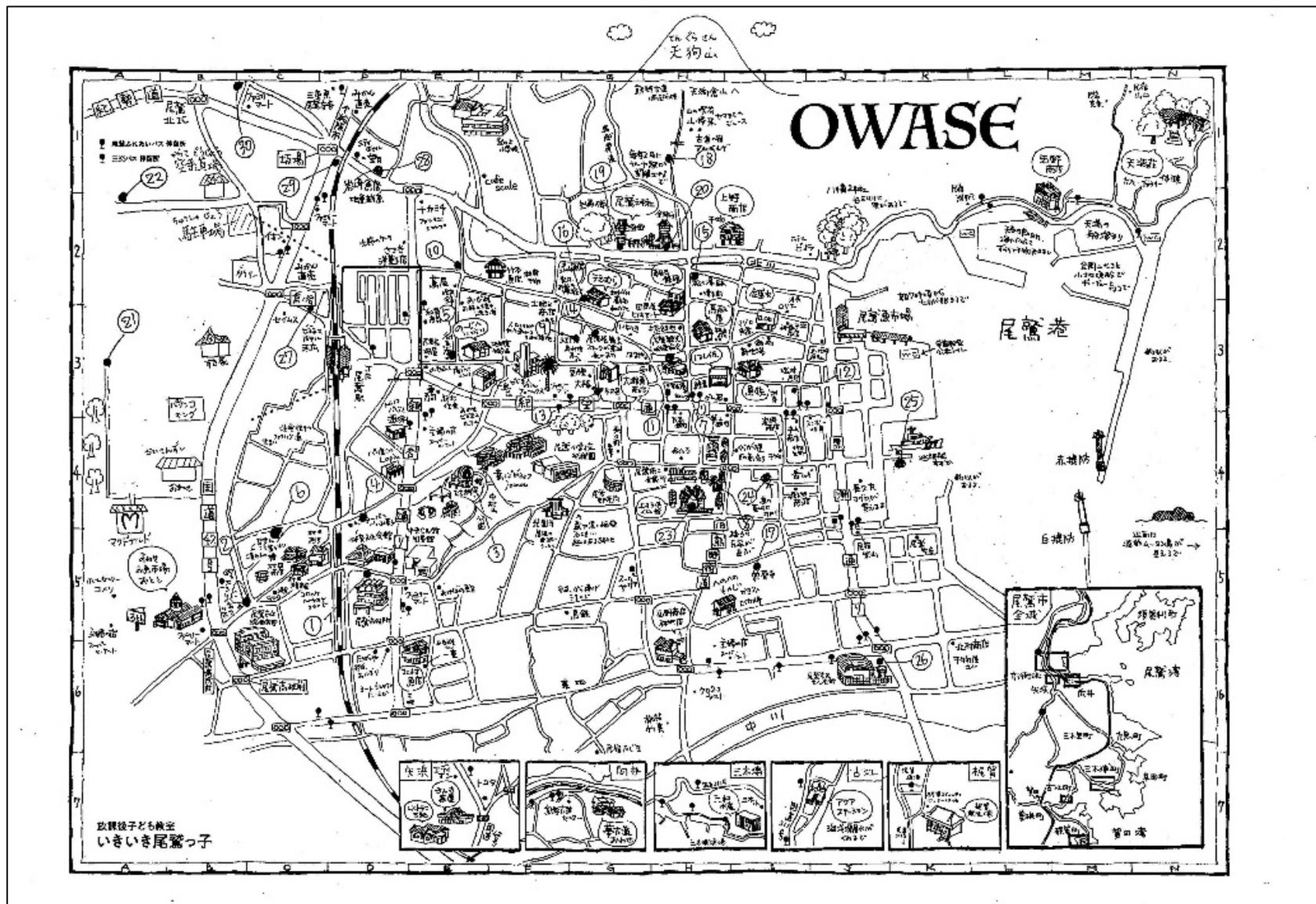
必ず行かないといけないチェックポイント9ヶ所
(希望の女神像、尾鷲病院前シシガキ、天文科学館望遠鏡、宮岡クリーニング、地下の井戸、白石墓地慰霊碑、観光物産協会、土井見世邸、ロマン座)

① 希望の女神像 (市役所前) 10	② 尾鷲病院前シシガキ 10	③ 天文科学館望遠鏡 10	④ 宮岡クリーニング 10	⑤ 地下の井戸 10	⑥ 白石墓地慰霊碑 10
⑦ 観光物産協会 10	⑧ 土井見世邸 10	⑨ ロマン座 10	⑩ 龍神社 20	⑪ たこ荘の箸板 20	⑫ なぞの箸板 10
⑬ 古いマンホール 20	⑭ カフェさつき跡 40	⑮ 松の湯跡 (富士の絵) 20	⑯ なぞの石柱 (アーケード) 30	⑰ 常盤寺 (龍勢青笑若像) 30	⑱ 馬越津波供養碑 70
⑲ 尾鷲神社 (茶殿の前) 30	⑳ 金剛寺 (土主像) 30	㉑ 土井竹林 30	㉒ 天下天水神社 50	㉓ 土井本家 60	㉔ 高町の井戸 40
㉕ みえかぜ 40	㉖ トーテムポール 50	㉗ 稲荷神社 30	㉘ 岩崎魚店 40	㉙ ようこそ尾鷲の塔 30	㉚ 猿塚 50

※ 赤い文字で書かれているチェックポイントは必ず回ってください。
※ 赤文字の「ト」がついているチェックポイントにはトイレがあります。

参考

（いきいき尾鷲っ子まち口げ）



経緯

- ・熊野市では、昭和東南海地震（昭和19年）や安政南海地震（嘉永7年（1854年））など、何度も津波による被害を受けており、多くの災害教訓を伝える石碑（自然災害伝承碑を含む）あり
- ・東日本大震災後、教員向けの防災教育に関する学校防災対策推進研修会に力を入れており、避難所での過ごし方を考えるゲームや、防災をテーマにしたかるたなどで、こどもたちの考える力を養う方法等を防災教育に取り入れることを推進

取組内容

熊野市では、小・中学校の社会科や総合学習の防災教育の授業において、以下の取組を実施

- ・児童生徒がまち歩きをするなどして、自然災害伝承碑、高台への避難経路などを調べ、その結果を文化祭で発表
- ・昭和東南海地震の経験者を学校に招き、地域の過去の自然災害から教訓を得る機会として防災講話を実施。こどもたちに高台避難を呼びかけ、300人の命を救った森本福太郎の逸話などを紹介

市町村、参加者等からの意見

熊野市は、児童生徒から「この地域にも地震があったという事実を再確認したことで、災害に対する『備え』の大切さが分かった」「高齢者の方が多い地域なので、災害発生時には中学生として地域のためにできることを考え、行動していきたい」といった意見が聴かれたとしている。

取組を行う上でのポイント

- ・教科書や写真・映像による学習だけでなく、まち歩きで実際に自然災害伝承碑や避難経路の確認、地域と連携した防災学習等を実施することで、より進んで避難する態度が身に付く。
- ・自然災害伝承碑の活用について、新たな取組を実施するのではなく、以前から実施されていた防災教育を利用することにより、職員の事務負担が少なく活用することができた。
- ・各校の防災担当者が参加する学校防災対策推進研修会において、各校の地理的、地域の実態に応じた防災対策、児童生徒の実態に応じた防災教育を推進するための研修を実施している。

（学校防災対策推進研修会の様子）



参考

（児童生徒が発表会のために作成した資料（抜粋））



1944年の東南海地震の津波到達地点の碑



このような看板を見て・・・



早く、高く、もどらない